

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局の長（復興防災部長を除く。）、復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者（以下「復興防災部副部長（防災）」という。）並びに東京事務所長</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 副室長は、復興防災部副部長 <u>（防災）</u> をもって充てる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部に置く部並びに部長及び次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長に充てる職</th> <th>次長に充てる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td>復興防災部副部長 <u>（防災）</u></td> <td><u>復興防災部副部長（この表の中欄に掲げる職にある者及び釜石市に駐在する者を除く。）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条、第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>課等の長に充てる職</th> <th>主な担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	部長に充てる職	次長に充てる職	[略]			復興防災部	復興防災部副部長 <u>（防災）</u>	<u>復興防災部副部長（この表の中欄に掲げる職にある者及び釜石市に駐在する者を除く。）</u>	[略]			部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務	[略]				総務	[略]			<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局の長（復興防災部長を除く。）、復興防災部副部長 <u>（釜石市に駐在する者を除く。）</u> 並びに東京事務所長</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 副室長は、復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者をもって充てる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部に置く部並びに部長及び次長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長に充てる職</th> <th>次長に充てる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td>復興防災部副部長のうち復興事務を担当する者</td> <td><u>復興危機管理室管理課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条、第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>課等の長に充てる職</th> <th>主な担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	部長に充てる職	次長に充てる職	[略]			復興防災部	復興防災部副部長のうち復興事務を担当する者	<u>復興危機管理室管理課長</u>	[略]			部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務	[略]				総務	[略]		
部	部長に充てる職	次長に充てる職																																															
[略]																																																	
復興防災部	復興防災部副部長 <u>（防災）</u>	<u>復興防災部副部長（この表の中欄に掲げる職にある者及び釜石市に駐在する者を除く。）</u>																																															
[略]																																																	
部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務																																														
[略]																																																	
総務	[略]																																																
部	部長に充てる職	次長に充てる職																																															
[略]																																																	
復興防災部	復興防災部副部長のうち復興事務を担当する者	<u>復興危機管理室管理課長</u>																																															
[略]																																																	
部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務																																														
[略]																																																	
総務	[略]																																																

部	行政経営推進課	行政経営推進課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	[略]		
[略]			
ふるさと振興部	[略]		
文化スポーツ部	[略]		
農林水産部	[略]		
	科学・情報政策室	科学・情報政策室長	[略] 通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。
ふるさと振興部	科学・情報政策室	科学・情報政策室長	[略] 通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。 (総務部行政経営推進課の主管に属するものを除く。)
文化スポーツ部	スポーツ振興課	オリンピック・パラリンピック推進室	他課等に対する応援に関すること。
[略]			
農林水産部	農産米戦略室	[略]	
[略]			

[略]

別表第7 (第23条関係)

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	本部支援室全体の統括に関すること。 本部員会議の運営に関する補佐に関すること。 本部長の方針に基づく各部及び本部支援室各班への具体的な指示に関すること。 指定地方行政機関等との連絡調整等を行う総合調整所の設置及び運営に関すること。

部	行政経営推進課	行政経営推進課総括課長	本庁及び出先機関の通信関係の 応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	[略]		
[略]			
ふるさと振興部	[略]		
文化スポーツ部	[略]		
農林水産部	[略]		
ふるさと振興部	科学・情報政策室	科学・情報政策室長	[略] 通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。 (総務部行政経営推進課の主管に属するものを除く。)
	文化スポーツ部	スポーツ振興課	[略]
農林水産部	農産米戦略室	全国植樹祭推進室長	他課等に対する応援に関すること。
[略]			

[略]

別表第7 (第23条関係)

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	本部支援室の <u>運営の補佐</u> に関すること。

	<p>本部の組織編成に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>市町村からの問合せに関すること。</p> <p>通信回線、通信機器の確保及び設置運用に関すること。</p> <p>Web会議システムの設置及び運用に関すること。</p> <p>ヘリコプターテレビ映像の受信、配信、記録及び整理に関すること。</p> <p>防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関すること。</p> <p>その他本部支援室長が特に命ずること。</p>		<p>本部支援室の体制の見直しに関すること。</p> <p>[略]</p> <p>市町村からの問合せ対応に関すること。</p> <p>情報通信関係の統括に関すること。</p> <p>その他本部支援室長が特に命ずること。</p>
対策班	<p>[略]</p> <p>自衛隊の災害派遣その他の応援に関すること（部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>ヘリコプター等の運用統制及び調整に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>活動状況図の作成に関すること。</p>	対策班	<p>[略]</p> <p>自衛隊の派遣要請その他の応援に関すること（部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>ヘリコプター等の運用及び調整に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>活動状況図の作成に関すること。</p> <p>広域防災拠点の開設及び運営に関すること。</p> <p>受援班が設置されるまでの間の受援班業務に関すること（情報班の主管に属するものを除く。）。</p>
情報班	<p>情報収集及び整理に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>総合クロノロジーの作成及び管理に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>政府調査団、大臣等の視察における災害状況資料の作成に関すること。</p> <p>本部員会議資料の作成に関すること。</p>	情報班	<p>情報収集及び整理に関すること（総務班の主管に属するものを除く。）。</p> <p>[略]</p> <p>クロノロジーの作成及び管理に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>政府調査団等の視察における災害状況資料の作成に関すること。</p> <p>本部員会議資料の作成に関すること。</p> <p>受援班が設置されるまでの間の被災地における支援の需要の把握に関すること。</p>
広報班	<p>災害広報の実施に関すること。</p> <p>報道機関等からの問合せに関すること。</p> <p>放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関すること。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察における要望書の作成に関すること。</p> <p>活動記録に関すること。</p>	広報班	<p>災害広報の実施に関すること。</p> <p>政府調査団等の視察における要望書の作成に関すること。</p> <p>活動記録に関すること。</p>

総務班	<p>[略]</p> <p>災害派遣等従事車両証明書の<u>発行手続き</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>その他本部支援室運営に係る事務に関する<u>こと</u>。</p>
受援班	<p>人的支援及び物的支援の要請に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>人的支援の申出の受付に関すること</u>。</p> <p><u>人的支援に係る各部との調整に関すること</u>。</p> <p><u>被災地における支援の需要の把握に関すること</u>。</p> <p>。 応援のため派遣される職員の宿泊場所及び<u>駐車場のあっせん</u>に関する<u>こと</u>。</p>

[略]

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
本部	[略]	
	総務部	総務室 管財課
	[略]	
	ふるさと振興部	ふるさと振興企画室 <u>地域振興室</u> 県北・沿岸振興室 交通政策室 科学・情報政策室
[略]	[略]	
[略]		

	<p><u>本部支援室内の立入規制に関すること</u>。</p> <p><u>総務班業務に対する協力に関すること</u>。</p>
総務班	<p>[略]</p> <p>災害派遣等従事車両証明書の<u>発行手続き</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>市町村有財産、消防施設、高圧ガス及び火薬類施設関係の被害に係る情報収集に関すること</u>。</p> <p><u>本部支援室に派遣される関係機関リエゾンの執務場所等の確保に関すること</u>。</p> <p>その他本部支援室運営に係る事務に関する<u>こと</u>。</p>
受援班	<p><u>被災地における支援の需要の把握に関すること</u>。</p> <p>。 人的支援、物的支援及び業務提供の要請及び<u>申出の受付</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>各部の受援方針に基づく、申出の引継ぎに関すること</u>。</p> <p>。 応援のため派遣される職員の<u>交通手段、宿泊場所及び必要な装備</u>に関する<u>こと</u>。</p>

[略]

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
本部	[略]	
	総務部	総務室 管財課 <u>行政経営推進課</u>
	[略]	
	ふるさと振興部	ふるさと振興企画室 県北・沿岸振興室 交通政策室 科学・情報政策室
[略]	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。